

令和7年度愛媛県介護テクノロジー定着支援事業費補助金の公募について

1 目的

今後、介護サービスの需要がさらに高まる一方、生産年齢人口が急速に減少していくことが見込まれる中で、介護人材の確保は喫緊の課題であり、こうした状況を踏まえ、介護サービス事業者等が介護ロボットやICT機器等の介護テクノロジーの導入や定着に向けた補助を通じて、介護現場の生産性向上による職場環境の改善を図ることを目的とする。

2 補助事業の概要

(1) 補助対象者

愛媛県内に所在する介護サービス事業所・養護老人ホーム・軽費老人ホームを運営又は開設する者のうち交付要綱第2条に定める要件を全て満たすもの。

(2) 補助対象事業・・・次の①～③に定めるものとする

① 介護テクノロジー等の導入支援

ア 経済産業省と厚生労働省が定める「介護テクノロジー利用の重点分野(※)」に該当する機器等
((公財) テクノエイド協会が提供する「福祉用具情報システム (TAIS)」で「介護テクノロジー」として選定された機器を対象とする)

(※)介護テクノロジー利用の重点分野

移乗支援（装着、非装着）、移動支援（屋外、屋内、装着）、排泄支援（排泄予測・検知、排泄物処理、動作支援）、入浴支援、見守り・コミュニケーション（見守り（施設）・見守り（在宅）、コミュニケーション）、介護業務支援、機能訓練支援、食事・栄養管理支援、認知症生活支援・認知症ケア支援

※上記機器等の導入に付帯して必要となる経費（Wi-Fi 環境整備、PC・タブレット端末）は、主となる機器と併せて導入する場合に限って、補助対象とする。

※昨年度までに県が当補助金の対象として承認した機器等も、補助対象とする。

イ アの他、介護従事者が継続して就労するための職場環境整備として有効であり、介護サービスの質の向上につながると県が判断した機器等（以下「その他対象機器等」という）

<認められる機器>

- ・移乗や移動を支援する機器であり重点分野に該当しない機器のうち、床走行式リフト
- ・介護施設等における調理支援などの職員の負担を軽減する機器のうち、一括で調理支援を行う機器、加熱・冷蔵機能等を備えた配膳車や配膳ロボット
- ・生産性向上に資する福祉用具のうち、訪問介護事業所で使用するスライディングボード
- ・職員間の情報共有や職員の移動負担の軽減など効果的・効率的なコミュニケーションを図るための機器（インカム等）
- ・バックオフィスソフト（電子サインシステム、給与、勤怠管理等）
- ・バイタル測定が可能なウェアラブル端末 等

② 介護テクノロジーのパッケージ型導入支援

上記①の介護テクノロジーのうち、「介護業務支援」に該当するテクノロジーと、そのテクノロジーと連動することで効果が高まると判断できるテクノロジーの導入支援（通信環境整備にかかる経費も対象とする）

<例>

- ・「介護業務支援」に該当する機器＋「見守り・コミュニケーション」に該当する機器
- ・介護記録ソフト＋介護請求ソフト

③ 導入支援と一体的に行う業務改善支援

厚生労働省が定める生産性向上ガイドラインに基づき、生産性向上に係る支援について知識・経験を有する第三者（コンサルティング会社等）から、本事業による介護テクノロジーの導入に際し、個別の契約に基づき、①事前評価（課題抽出）②業務改善に係る助言・指導等 ③事後評価（導入後の定着支援を含む）等の支援を受けるための費用について補助

(3) 補助率及び補助限度額等

①補助率

いずれの事業も 3 / 4

②補助限度額

ア 介護テクノロジー等の導入支援

対象経費の種類	補助限度額
「移乗支援（装着型・非装着型）」「入浴支援」に該当する機器等 または「その他対象機器等」	<u>1,000,000 円</u> （1 機器当たり）
「介護業務支援」に該当する介護ソフト	<u>次表(※)による</u>
上記以外のもの	<u>300,000 円</u> （1 機器当たり）

(※)介護ソフトの補助限度額

職員数に応じて必要なライセンス数変動するなど、職員数により合計金額が変動する契約の場合は、以下に示す基準額、それ以外の方式の契約の場合は一律 250 万円を基準額とする。

（訪問介護事業所等の居宅サービス事業所又は居宅介護支援事業所であって、令和 7 年度中に「ケアプランデータ連携システム」により 5 事業所以上とデータ連携を実施する場合は、基準額に 5 万円を加算する。）

職 員 数	補助限度額（1 事業所当たり）
1 名以上 10 名以下	<u>1,000,000 円</u>
11 名以上 20 名以下	<u>1,500,000 円</u>
21 名以上 30 名以下	<u>2,000,000 円</u>
31 名以上	<u>2,500,000 円</u>

イ 介護テクノロジーのパッケージ型導入支援・・・10,000,000円（1 事業所当たり）

ウ 導入支援と一体的に行う業務改善支援・・・450,000円（1 事業所当たり）

※補助対象機器と一体的に使用するための情報端末（PC、タブレット端末）・・・100,000円（1 台当たり）

3 申請にあたっての留意事項（※詳細は、実施要領第 4 条を参照）

○県の交付決定前に発注・購入した機器については、補助対象外とします。

○同一年度内に複数の機種を同一の目的のために導入する場合、補助対象は 1 機種限りとします。

4 補助金交付申請の受付期間・交付決定など

○令和 7 年 7 月 10 日（木）～令和 7 年 8 月 8 日（金）（当日消印有効）

○受付期間終了後に、申請内容を審査した上で交付を決定します。（先着順ではありません）

○申請書等は、愛媛県ホームページに様式と記載例を掲載しておりますので、ダウンロードしてください。

○申請書等は、個々の事業所ではなく、法人単位でご提出ください。

※予算の範囲内で交付を決定しますので、全ての要望にお応えできないこともあります。

【県ホームページ URL】

<https://www.pref.ehime.jp/page/80580.html>

【申請書等提出先・問い合わせ先】

愛媛県 保健福祉部 生きがい推進局 長寿介護課
〒790-8570 松山市一番町四丁目 4 番地 2
長寿政策係 TEL:089-912-2446
介護研修係 TEL:089-912-2338
FAX:089-935-8075

